

阿賀野市告示第10号

阿賀野川右岸堤防と市道との兼用工作物管理協定について

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、阿賀野市長である道路管理者（以下「道路管理者」という。）と国土交通省北陸地方整備局長である河川管理者（以下「河川管理者」という。）との間において、協議により兼用工作物の管理の方法を定めたので、同条第6項の規定により、当該協議の内容を次のとおり告示します。

令和8年1月27日

阿賀野市長 加藤博幸

1 兼用工作物

阿賀野川水系阿賀野川の右岸堤防と市道堀越京ヶ瀬工業団地線とが相互に効用を兼ねるもの又は相互に効用を兼ねる部分

2 兼用工作物の位置

阿賀野市粕島字中島529番地先から阿賀野市下里字仲作776番1地先までの間

3 兼用工作物の管理

(1) 兼用工作物の新設(道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。)改築、維持又は修繕は、道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。ただし、路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。

(2) 兼用工作物の災害復旧(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第2項に規定する災害復旧事業(同法第2条第3項において災害復旧事業とみなされるものを含む。)をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者が行うものとする。ただし第1号又は第2号に掲げる場合においても、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより、河川管理者又は道路管理者がこれを行うものとする。

- 一 災害復旧がもつぱら道路専用施設に係る場合 道路管理者
- 二 災害復旧がもつぱら道路専用施設以外の部分に係る場合 河川管理者
- 三 前2号に掲げる場合以外の場合 その都度協議して定めるところにより、河川管理者又は道路管理者

(3) 前2項の規定によるほか、河川法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は河川管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道

路管理者が行うものとする。ただし、河川管理者は、道路専用施設については河川法第18条又は第67条の規定による権限を行使しないものとし、道路管理者は、当該施設以外の部分については道路法第22条第1項又は第58条第1項の規定による権限を行使しないものとする。

4 兼用工作物の管理についての協議

- (1) 河川管理者又は道路管理者は、前条の規定により次の各号に掲げる兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ道路管理者又は河川管理者と協議するものとする。協議した事項を変更する場合においても、同様とする。
- 一 兼用工作物の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧(維持又は修繕にあつては兼用工作物の管理上重要なものに限り、災害復旧にあつては前条第2項の規定による協議に係るものを除く。)
 - 二 兼用工作物に係る河川法第18条、第20条本文、第24条、第26条、第27条第1項本文、第31条第2項、第67条、第75条、第90条第1項若しくは第95条又は道路法第22条第1項、第24条本文、第32条第1項若しくは第3項、第34条前段、第35条前段、第37条第1項、第40条第2項、第46条第1項、第58条第1項、第71条第1項若しくは第2項若しくは第87条第1項の規定による権限の行使
- (2) 河川管理者又は道路管理者は、前条第2項又は前項の規定による協議に係る兼用工作物の管理を行なつた場合においては、それぞれ道路管理者又は河川管理者に通知するものとする。前項の規定により緊急やむを得ない事情があつて協議することができなかつた兼用工作物の管理を行なつた場合においても、同様とする。
- (3) 河川管理者又は道路管理者は、第1項各号に掲げる兼用工作物の管理で、兼用工作物の管理上定型的なものについては、同項の規定による協議又は前項の規定による通知を包括して行なうことができる。
- (4) 河川管理者又は道路管理者は、前条の規定により道路管理者が行うものとされている兼用工作物の管理で、堤防の管理上特に必要があると認められるもの又は同条の規定により河川管理者が行うものとされている兼用工作物の管理で、道路の管理上特に必要があると認められるものについて、それぞれ道路管理者又は河川管理者に対し、適時かつ適切にこれらを行うように要請することができる。

5 道路の占用料

道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、もっぱら道路専用施設以外の部分に係るものについては、道路法第39条第1項本文の規定による占用料を徴収しないものとする。

6 兼用工作物の管理に要する費用

兼用工作物の管理に要する費用は、第3条の規定により河川管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては河川法第59条の規定により堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、第3条の規定により道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路法第49条の規定により道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。ただし、次の各号に掲げる兼用工作物に関する工事に要する費用の負担については、その都度河川管理者と道路管理者とが協議するものとする。

- 一 河川管理者が道路専用施設以外の部分について行う工事で、道路管理者が行う工事又は行為により必要を生じたもの
- 二 道路管理者が道路専用施設について行う工事で、河川管理者が行う工事又は行為により必要を生じたもの

7 その他

この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項、実施に関し必要な細目的事項については、河川管理者と道路管理者とが協議して定めるものとする。